

保健福祉審議会における分科会体制について

(1) 分科会の設置について

守谷市保健福祉審議会条例に委員会についての規定はありませんが、同条例第9条の委任事項に「審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。」との規定があり、本審議会において設置の決定をお願いしているものです。

(2) 分科会開催に伴う委員謝金について

保健福祉審議会については、守谷市保健福祉審議会条例第6条の規定により委員の半数以上の出席がなければ開くことができないことになっています。

このため、分科会開催については、保健福祉審議会の開催とはならず報酬を支払うことができないため、分科会に出席した保健福祉審議会委員の手当てを謝金（報償費）により、1人1日当たり2,000円（保健福祉審議会出席により報酬を支払う方のみ）に費用弁償（交通費）相当分を加算した金額を支払うものです。

(3) 分科会の構成について

本審議会は保健福祉審議会条例第2条によると、市長より諮問を受けた事項に対して、答申することが求められています。

しかしながら、現在の隔月開催の24名の審議会体制では、多岐にわたる福祉分野の求めに応じるのは甚だ困難たる状況にあり、同条例第9条に準じて審議会内に専門的な分科会を設置するものです。

なお、『分科会』は、現在の保健福祉審議会に求められている分野において、効果的に協議を行い、意見をまとめ、保健福祉審議会に提出することを目的とします。

◎『分科会(案)』としては、次の四分野の分科会の構成が考えられます。

- | | |
|----------------|--------------------|
| ①子ども・子育て分科会 | (すくすく保育課、のびのび子育て課) |
| ②地域包括ケアシステム分科会 | (介護福祉課、健幸長寿課) |
| ③健康づくり分科会 | (保健センター) |
| ④障がい者福祉分科会 | (社会福祉課) |